



鳥取労働局発表
平成28年10月25日（火）

担 当	鳥取労働局労働基準部健康安全課 課 長 木村 靖 主任安全専門官 横野 洋一 電 話 0857-29-1704
--------	--

平成 28 年鳥取県中部地震による災害復旧作業・工事における 労働災害防止対策の徹底について

～鳥取労働局長が建設業関係団体に要請～

鳥取労働局（局長：^{うちだとしゆき}内田敏之）は、平成28年10月21日に発生した平成28年鳥取県中部地震の災害復旧作業・工事において労働災害の発生が懸念され、また、復旧作業・工事が円滑に行われるためにも労働災害防止対策の徹底を図る必要があるため、建設業関係団体等（別紙1）に対し労働災害防止対策の徹底を要請しました。

【要請内容】

1 余震の発生に留意した安全な施工

引き続き、余震が発生する可能性があるので、余震による二次災害の防止に留意した安全な施工の徹底を図ること。

2 木造家屋等低層住宅の屋根等の改修における災害の防止

木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事を行う場合には、墜落・転落災害防止のため、作業床を設けることを原則とすること。

作業床を設けることが困難な場合には、安全带等の取付設備を設置した上で、安全带を確実に使用させること。

また、屋根等に昇降する際に移動はしご等を用いる場合には、はしご上端を 60 cm以上出し、滑動による転位・転落を防止するために上部・脚部を固定すること、設置するときの角度は 75 度を原則とすること、はしごの昇降は両手ではしごを持って行うこととし、物を手に持って昇降しないこと。

3 土砂崩壊災害の防止

作業箇所等を事前に調査し、調査結果を踏まえた作業計画を策定した上で、これに基づき作業を行うこと。

また、二次災害の防止のため、点検者を指名して、地山の異常をできるだけ早期に発見するようにするとともに、土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ堅固な構造の土止め支保工を設ける等により、土砂崩壊災害防止対策の徹底を図ること。

（次ページに続きます。）

4 土石流災害の防止

作業場所から上流の河川の形状等を事前に調査すること、土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を必要に応じ見直すこと、警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等について労働者に周知すること等により、土石流災害防止対策の徹底を図ること。

5 道路等復旧工事における災害の防止

路盤の補修、軌道の付替、橋桁や橋脚の補修工事等が行われるため、移動式クレーン、建設機械等による災害の防止対策のほか、道路における建設工事中の交通労働災害防止対策等の徹底を図ること。

6 建築物の解体、改修工事における安全対策及び石綿ばく露の防止

建築物の解体に当たって車両系建設機械（解体用）を使用する場合には、あらかじめ作業計画を定め、これに基づき作業を行わせるとともに、物体の飛来等のおそれがある箇所への労働者の立入禁止措置、労働者との接触防止等の措置を講じる等の適切な措置をとること。

また、石綿の使用の有無を事前に調査し、防じんマスクの使用等の石綿粉じんのばく露防止対策の徹底を図ること。

7 電気・通信工事における災害の防止

電気・通信施設の復旧のためには、高所作業車を用いる作業等が行われるので、墜落防止措置、高所作業車の転倒防止措置等の徹底を図ること。

8 ガス・水道復旧工事における災害の防止

ガス・水道施設の復旧工事に伴う掘削作業については、3の土砂崩壊災害防止措置のほか、各種の建設機械等による災害の防止対策の徹底を図ること。